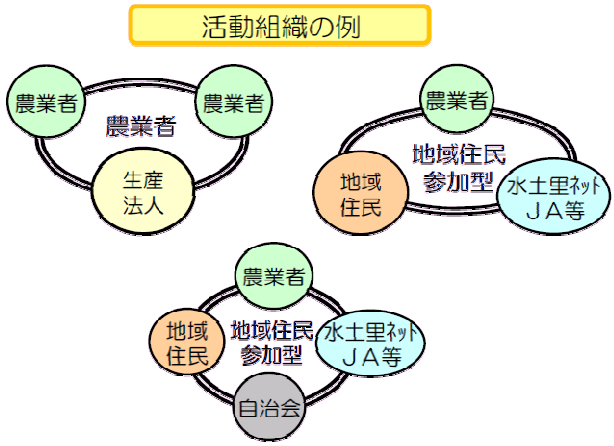
多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金とは、地域の共同活動や地域資源を保全するための活動を支援するための交付金です。

【平成２６年度から多面的機能の維持・発揮の共同活動は始まり、
豊川市内では、現在８の活動組織が取り組んでいます。】

・市田地区農村環境を守る会 ・音羽地域環境保全隊
・江島環境保全グループ ・麻生田みどり会 ・橋尾みどり会 ・下佐脇みどり会
・千両みどり会 ・大篠地域環境保全隊

※各活動組織は、
①農業者のみ
②農業者及びその他の者
（地域住民や団体など）
のいずれかで構成されている必要があります。



農地維持支払（共同活動）

※活動必須




農用地法面の草刈り・水路の泥上げ

資源向上支払（共同活動）




開水路・ため池の破損施設の補修

資源向上支払（施設の長寿命化）




水路の老朽化部分水路の集水枡の補修

【・・・農業者だけでなく地域住民、自治会、水土里ネットをはじめとした関係団体が一体となって活動組織をつくり、さまざまな共同活動を繰り広げています】

【交付金】

交付単価

地目	農地維持支払	資源向上支払（共同）	資源向上支払（長寿命化）
田	3,000	1,500	3,666
畑	2,000	900	1,666

※１年あたり　円以内/10a

この交付金は、事業計画書に盛り込んだ活動に必要な費用であれば、地域の創意工夫で幅広く使っていただくことができます。
使用例として次のようなものがあります。

日当　　：活動の日当（規約に定める必要があります。）
購入・リース費：資材の購入費、花の種・苗代、機械等の借り上げ費など
外注費　　：補修・更新等の工事等に係る外注費、事務支援の外注費
その他　　：保険料、事務用品、お茶代など

参考例
田２９ha、畑１haで農地維持・資源向上支払（共同）で活動すると・・・交付金は年間で約１３０万円。そのうち事務支援の外注費が、３０万円かかるとすると、約１００万円が活動組織で使えるお金となります。

【活動の流れ】

1）組織の設立
- 規約、事業計画書、活動計画書を作成
- 設立総会を開催

2）事業計画の認定
- 市町長に事業計画書を提出
- 市町長から認定通知書を送付

3）交付金及び概算払の申請
- 当該年度の活動に必要な交付金を市町長に申請
- 市町長から交付決定の通知を送付
- 概算払請求書を市町長に提出

4）活動の実施・記録
- 交付金を活用し、計画に基づいた活動を実施
- 実施した活動について記録

5）活動の報告
- 当該年度の活動記録をとりまとめて実施状況報告書を作成し、市町長に提出

農務課農林整備係では、多面的機能支払交付金の活動支援をしています。自分たちの地域でも交付を受けてやってみたいと思ったら、まずはお気軽にお問合せください。

問合せ先　農務課農林整備係（新道町１丁目１番地の３）　電話:0533-89-2139